

## 熊本県老人福祉施設協議会 会則

### (設置)

第1条 この協議会は、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第20条の規定により設置する。

### (名称)

第2条 この協議会は、熊本県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務局)

第3条 本会の事務局は、熊本県熊本市中央区南千反畑町3番7号の県社協内におく。

2 事務局に事務局長1名をおき、会長が任免する。

### (事務の委託)

第4条 本会の事務は、事務委託契約により県社協に委託する。

2 本会の事務処理については、別に定めるもののほか、県社協の例による。

ただし、旅費の支給については県社協旅費支給規程第11条第2項（半日当）の場合は1日当とし、第14条（在勤地内の旅費）の場合にあつては一律2,600円を支給するものとする。

### (目的)

第5条 本会は、県内老人福祉施設及びデイサービスセンターの総合的な推進を図るため、共通の事項を協議し、必要な対策等を実施することを目的とする。

### (事業)

第6条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 老人福祉施設及びデイサービスセンターの連絡調整に関すること。
- (2) 老人福祉施設及びデイサービスセンターの情報提供に関すること。
- (3) 老人福祉施設及びデイサービスセンター利用者への処遇向上に関すること。
- (4) 老人福祉施設及びデイサービスセンター従事者の資質向上に関すること。
- (5) 関係機関団体等との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

### (会員)

第7条 本会は、県社協の会員である県内老人福祉施設及びデイサービスセンターをもって会員とする。

2 会員は、熊本県老人福祉施設協議会に入会すると同時に公益社団法人全国老人福祉施設協議会及び九社連老人福祉施設協議会に入会するものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 14名 (正副会長含む)
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 会長は、総会において会員の中から選出し、理事となる。

- 2 副会長4名のうち3名は理事の互選とし、総会において承認する。
- 3 副会長4名のうち1名は会長が推薦し、総会において承認する。
- 4 理事は、ブロック毎に選出し、総会において承認する。
- 5 監事は、会長が推薦し、総会において承認する。ただし、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し本会の業務を執行する。
- (4) 監事は、本会の業務執行状況及び経理状況について監査する。

(全国組織の代議員選出)

第11条 本会は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会が定める定款及び代議員等選任規定に基づき代議員及び予備代議員を選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第13条 理事は、理事会を組織する。

- 2 会長は、必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。
- 3 理事会において審議すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
  - (2) 予算及び決算に関する事。
  - (3) その他重要と認められる事項
- 4 前項の規定にかかわらず、やむをえない事情により開催が困難な場合においては、会長が相当と認めた場合に限り、特に会議を開かず、書面による議決ができるものとする。

この議事は、理事の3分の2以上の同意をもって議決する。

(総会)

第14条 総会は、第7条の会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回以上開催するものとし、会長が召集しその議長となる。
- 3 総会において審議すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
  - (4) その他重要と認められる事項
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の2分の1以上の同意をもって議決する。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむをえない事情により開催が困難な場合においては、会長が相当と認めた場合に限り、特に総会を開かず、書面による議決ができるものとする。

この議事は、総正会員の2分の1以上の同意をもって議決する。

(委員会等)

第15条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
  - (2) 研修委員会
  - (3) 介護保険対策委員会
- 2 本会に必要な応じ、委員会、部会等を置くことができる。  
委員会、部会等に関する事項は別に定める。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問に関する事項は別に定める。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第19条 この会則の改廃は、第14条第4項に関わらず、理事会の同意を経、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成13年11月28日に制定し、平成14年4月1日から施行する。
- 2 熊本県老人福祉施設協議会規程（平成11年3月24日制定）並びに熊本県デイサービスセンター協議会会則（平成13年3月14日制定）は、この会則をもって廃止する。

- 3 平成 14 年 4 月 1 日からの役員については、全国老人福祉施設協議会並びに九社連老人福祉施設協議会の協議員任期に合わせて平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 4 平成 15 年 3 月 13 日一部改正
- 5 平成 19 年 2 月 22 日一部改正
- 6 平成 20 年 5 月 14 日一部改正
- 7 平成 21 年 3 月 18 日一部改正
- 8 平成 21 年 11 月 25 日一部改正
- 9 平成 24 年 5 月 24 日一部改正
- 10 令和 2 年 11 月 26 日一部改正